平成２５年（フ）第１５７号
千葉県佐倉市上勝田14番地
債務者　矢澤　ちよ
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７０号
千葉県八街市八街い222番地128
債務者　岩井　菊江
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７２号
千葉県佐倉市大蛇町734番地７
債務者　内田　悠子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１８５号
千葉県成田市並木町107番地19　ハイツスイ101
債務者　村上　洋平
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第６６号
三重県伊勢市船江２丁目29番４号、前住所三重県伊勢市小木町735番地１
債務者　坂次　敏雄
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
徳島県三好郡東みよし町加茂1717番地１
債務者　井掛　　昇
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第９２４号
埼玉県川口市坂下町２丁目１番18号　いづみハイムＡ―８号
債務者　嶋村　　啓
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８１号
大阪府岸和田市土生町９丁目11番23―101号
債務者　西野　夏史
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
大阪府和泉市伯太町１丁目５番35―513号
債務者　辻尾　眞貴
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３８３号
大阪府泉大津市式内町８番５―103号、前住所大阪市東淀川区下新庄６丁目２番10号
債務者　渡辺　一広
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３９０号
大阪府和泉市小田町586番地の１―２―705
債務者　山中　由美
1　決定年月日時　平成25年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
埼玉県大里郡寄居町大字鉢形2503番地
債務者　齋藤　周次
1　決定年月日時　平成25年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７８号
青森県八戸市日計５丁目４番３号
債務者　杉澤　典子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
青森県八戸市根城２丁目16番11号
債務者　蜂谷　愛子
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
香川県高松市東植田町2880番地１、住民票上の住所香川県高松市東植田町2882番地４
債務者　久保　法子（旧姓湊）
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３３号
滋賀県長浜市長田町116番地14
債務者　堀川　正之
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
北海道小樽市見晴町７番26号
債務者　本堂　正雄
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第９３号
北海道苫小牧市青葉町１丁目５番１―408号
債務者　島田　範子
1　決定年月日時　平成25年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部